

<報道発表資料>

平成31年3月19日

埼玉県住宅供給公社と埼玉県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会埼玉県本部が協定を締結します。 —5月から住まい相談プラザにおいて空き家に関する無料専門相談開始—

埼玉県住宅供給公社と埼玉県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会埼玉県本部は、空き家増加の抑制や適正な管理を図るため、埼玉県住宅供給公社の「住まい相談プラザ」(JR大宮駅西口コンコース内)において県民からの空き家に関する無料専門相談を実施することを目的として、協定を締結します。

1 日時

平成31年3月25日(月曜日) 10:00~10:30

2 場所

さいたま市浦和区仲町3-12-10

埼玉県住宅供給公社ビル1階 多目的ホール

3 出席者(協定者)

公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会	会長	内山 俊夫
公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部	本部長	長島 友伸
埼玉県住宅供給公社	理事長	前田 一彦

4 協定内容

- (1) 埼玉県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会埼玉県本部は、埼玉県住宅供給公社からの依頼を受け、住まい相談プラザへ専門相談員の派遣及び相談業務を行う。
- (2) 埼玉県住宅供給公社は、住まい相談プラザにおいて空き家に関する専門相談の事前予約の受け付けをし、埼玉県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会埼玉県本部に専門相談員の派遣を依頼する。また、空き家に関する専門相談に関する広報資料を作成し、周知する。

※ 空き家に関する専門相談の実施日(於:住まい相談プラザ)
2019年5月21日(火)から開始、以降毎月第3火曜日午後実施(1枠1時間を3枠)

(参考) 住まい相談プラザにおける主な業務概要

【専門相談(無料:要予約)】

- ・弁護士による法律相談(毎月6回 平日午後 1枠1時間を4枠)
- ・専門家によるマンション管理相談(毎月日曜日午後 1枠1時間を2枠)
- ・専門家による戸建て住宅の地盤よろず相談(毎月第4土曜日午後 1枠1時間を3枠)
- ・専門員によるリフォーム相談(毎月第1・第3土曜日午後 1枠1時間を4枠)
- ・専門員による住宅ローン相談(毎月第3水曜日 1枠45分を6枠)

【一般相談】

- ・公営住宅などの入居案内
- ・賃貸住宅への入居支援情報の提供
- ・その他住宅に関する相談

